平成24年第4回 上天草市議会定例会(6月) 議案概要

| | 議案名 | 担当課等 電話番号 内線番号 | 概 要 |
|---|---|------------------------------------|---|
| 1 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて【和解及び損害賠償額の決定について】 | 建設課 0969-28-3350 内線2206 | 市道の崩壊により発生したビニールハウス損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、専決処分したことの報告並びにその承認を求めるものです。 |
| 2 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて【平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)】 | 高齢者ふれあい課 0969-28-3360 内線2128 | 介護保険特別会計において平成23年度の歳入が歳出に対し不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により平成24年度の歳入を330万円繰り上げて充用した補正予算について、専決処分したことの報告並びにその承認を求めるものです。 |
| 3 | 上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条 例の制定について | 総務課 0964-56-1111 内線1234 | 情報通信ネットワーク技術の高度化への対応及び大規模災害発生時における 個人情報確保のため、条例の一部を改正するものです。 |
| 4 | 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を 改正する条例の制定について | 学務課 0969-28-3364 内線2302 | 上天草市学校規模適正化計画により、小・中学校を統合し上給食センター、高戸共同調理場及び大道共同調理場を廃止したため、条例の一部を改正するものです。 |
| 5 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例の一部を 改正する条例の制定について | 社会教育課 0969-28-3361 内線2310 | 上天草市仏崎地区集会所を取り壊し、市が管理する集会所としての機能を廃止したため、条例の一部を改正するものです。 |

| _ | | | |
|----|---------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 6 | 平成24年度上天草市一般会計補正予算(第2号) | 財政課 0964-56-1111 内線1239 | 緊急な施策の必要性により、主なものとして、海抜表示板設置委託料522万3千円、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金3,683万3千円、新・地域再生マネジャー事業1,100万円など総額5,600万円の増額補正予算を計上するものです。 |
| 7 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について | 総務課 0964-56-1111 内線1236 | 熊本市の政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、熊本県市町村総合事務組合事務所の所在地名に「東区」が加わったことから、同組合規約を一部変更する必要が生じたが、市町村総合事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により構成する市町村議会の議決が必要となるため、提案するものです。 |
| 8 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更 について | 保健課 0969-28-3354 内線2112 | 熊本市の政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、熊本県後期高齢者 医療広域連合事務所の所在地名に「東区」が加わったことから、同広域連合規 約を一部変更する必要が生じたが、広域連合の規約を変更しようとするとき は、地方自治法第291条の11の規定により構成する市町村議会の議決が必要 となるため、提案するものです。 |
| 9 | 平成23年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰 越計算書の報告について | 財政課 0964-56-1111 内線1239 | 平成23年度の事業(市役所松島庁舎建設事業、介護基盤緊急整備事業、大矢野・松島地区漁村再生交付金事業、道路維持補助事業、学校校舎営繕事業等)など総額約22億7,300万円の事業に係る繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。 |
| 10 | 平成23年度上天草市水道事業会計予算継続費繰 越計算書の報告について | 水道局 0969-58-2111 内線3203 | 平成22年度から平成24年度まで継続して行っている倉江浄水場建設事業に係る継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令第18条の2の規定により報告するものです。 |
| 11 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求め ることについて | 総務課 0964-56-1111 内線1234 | 人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人 権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要があるため、提 案するものです。 |
| 12 | 上天草市監査委員の選任につき同意を求めること について | 監査委員事務局 0964-56-1111 内線1313 | 監査委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により議会の 同意を得る必要があるため、提案するものです。 |